

平成30年1月4日

契約締結後における 請負代金内訳書の提出について（お知らせ）

官民を挙げて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図ることを目的として行われた公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の改正を踏まえ、平成30年4月1日より本市の工事契約約款（以下「約款」という。）の内容を一部改正します。これに伴い、落札業者の方には、契約締結後に、入札時に提出した積算内訳書とともに、法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出していただくことになります。

なお、この取扱いは、平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施します。事業者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

1. 約款の主な改正内容

- 契約締結後7日以内に請負代金内訳書を作成し、発注者に提出する。
- 「請負代金内訳書（様式第1号）」には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する。
- 公共工事からの社会保険等未加入建設業者（ただし、社会保険等の加入義務がない事業者は除く）の排除を図るため、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人又は下請契約の相手方としてはならない。

2. 明示する法定福利費について

- 建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象となる。
- 対象となる社会保険は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険である。

3. 施行日

平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用

問い合わせ先

宗像市総務部契約検査課契約係

TEL：0940-36-1161